

伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合

伐採及び伐採後の造林の届出書

加東市長 様

平成24年10月 1 日

伐採の始期の30~90日前
であり、適正。

住 所 ○○市○○町1-2-3

届出人 氏名 森林 太郎

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

○○市 △△町 大字○○ 字△△ 地番1234-1番地

2 伐採の計画

面積は少数第2位まで記載します。(第3位を四捨五入)
伐採面積が0.8ha以上1ha未満の場合は、他に小規模開発計画書を
兵庫県北播磨県民局長へ届け出る必要があります。

伐採面積	0.50ha		
伐採方法	(主伐) (皆伐)・択伐	伐採率	100%
伐採樹種	スギ		
伐採年齢	60		
伐採の期間	平成24年11月15日～平成25年3月31日		

3 伐採後の造林の計画

伐採後において森林以外の
用途に供されることとなる
ため、伐採後の造林の計画
は不要。

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	— ha
人工造林による面積 (A + B)	— ha
植栽による面積 (A)	— ha
人工播種による面積 (B)	— ha
天然更新による面積 (C + D)	— ha
ぼう芽更新による面積 (C)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし
天然下種更新による面積 (D)	— ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

伐採後において森林以外の用途に供されることとなるため、「5年後において適確な更新がなされない場合」欄以外は記載不要。

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)	—	—	— ha	— 本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)	—	—	—	
5年後において適確な更新がなされない場合	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	スギ	0.50ha	1,500本

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

宅地造成

伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を経過した日において(3)の用途に供されていない場合には、その時点から2年以内に森林に復旧する旨の造林の計画を記載する。(ただし、5年以内に転用した場合は、造林の計画の履行は要しない。)

4 備考

森林以外の用途への転用の場合は確認通知書を発出する。

適合通知書等の希望の有無 (有・無)

注意事項

- 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 伐採をする者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合には、当該伐採をする者と当該伐採後の造林をする者が連名で提出すること。
- 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合(伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。)における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。